

# 医療情報・システム基盤整備体制充実加算

医療 DX の推進により、国民が医療情報の利活用による恩恵を享受することを推進する観点から、初診時等における情報の取得・活用体制の充実及び情報の取得の効率性を考慮した評価が新設されました。

当院は医療 DX 推進体制整備加算（３）となっております。

- |                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| 1. 施設基準を満たす医療機関で初診を行った場合            | 10点 |
| 2. 1 であって、オンライン資格確認等により情報を取得等した場合   | 1点  |
| 3. 施設基準を満たす医療機関で再診を行った場合            | 1点  |
| （３であって、オンライン資格確認等により情報を取得した場合、加算なし） |     |

## 施設基準

- ・オンライン請求を行っていること。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有していること。
- ・患者に対して薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行うこと。
- ・電子処方箋の発行
- ・電子カルテを使用している。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用を行っている。

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証利用時には「診療情報取得に同意」にご協力をお願いいたします。

